平成２４年（フ）第３１１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋912番地１
破産者　有限会社日本料理力
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５８号
福岡市南区大楠３丁目３番19号
破産者　山下　貴子
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０７号
福岡市東区多の津４丁目11番19号
破産者　有限会社ハンズ
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３７号
福岡市城南区別府６丁目14番12号
破産者　株式会社Ｍ＆Ｍ
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１号
栃木県宇都宮市旭１丁目４番28号
破産者　有限会社コピー・アイ
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６２号
栃木県宇都宮市本丸町２番16号　ガーデンハイツ御本丸703号
破産者　渡邊　信夫
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６７号
栃木県大田原市加治屋83番地261　アンディスハイツ201号
破産者　炭火焼肉鼓こと　川畑　光利
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７７号
栃木県宇都宮市西川田町485番地６
破産者　株式会社みやのもり本店
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０号
京都府綾部市神宮寺町藤山３番地の２　藤山ハイツ106号、商業登記簿上の本店所在地京都府綾部市青野町西吉美前51番地の１
破産者　有限会社丹の国屋
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２２４０号
大阪府泉大津市若宮町１番11号
破産者　エンゼルピック株式会社
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１号
兵庫県姫路市花田町小川106番地３
破産者　株式会社ＫＥＮＳＯ
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１号
山口県防府市大字田島1433番地の１　コプロス由優103号、前住所山口市下小鯖1330番地46
破産者　伊藤　和昭
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
山形県鶴岡市淀川町12番23号
破産者　ヒロセ産業株式会社
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１７７号
東京都立川市錦町２丁目４番23号シティコーポパルナス立川錦町105号室
破産者　有限会社エンマン
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７８号
東京都新宿区下落合４－６―27プラザドゥコルバ206、住民票上の住所東京都立川市錦町１丁目24番27号ナイスエスアリーナ西国立307
破産者　遠藤　滿夫
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８８号
横浜市戸塚区戸塚町753番地
破産者　有限会社巧造社
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４号
金沢市八日市２丁目795番地
破産者　株式会社ジオス
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
愛知県豊川市川花町２丁目57番地の２
破産者　株式会社鷹桜豊商
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１９３号
愛知県豊橋市大岩町字黒下１番地
破産者　有限会社参和建設
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２３１号
広島市南区金屋町５番６号
破産者　アムズ株式会社
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部